

問い合わせ先：健保連 医療部医療情報グループ
TEL 03-3403-0987

ジェネリック医薬品の使用促進に関するアンケート調査
(第2回)の結果について

平成23年7月

健康保険組合連合会

目 次

	頁
I. アンケート調査の目的 . . .	2
II. アンケート調査の概要 . . .	2
III. 主要項目別のアンケート調査結果	
1. ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組み状況 . . .	4
2. ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいない理由 . . .	8
3. ジェネリック医薬品の差額通知の実施状況 . . .	9
4. ジェネリック医薬品に関する被保険者等からの意見等 . . .	14
5. 健保連及び国に対する要望 . . .	20

I. アンケート調査の目的

ジェネリック医薬品については、政府が平成 19 年 6 月に閣議決定した『経済財政改革の基本方針 2007』において、「ジェネリック医薬品の数量シェアを平成 24 年度までに 30%に引き上げる」という目標を掲げており、保険者をはじめ、国、医療関係者などがそれぞれ使用促進に取り組んでいるが、23 年 2 月現在におけるジェネリック医薬品の割合は 22.7%にとどまっている。

本会としては、医療費適正化に資するジェネリック医薬品の使用促進に向け、リーフレットの作成や「レセプト情報管理システム(拡張版)」への差額通知システムの機能追加などに加え、21 年 6 月に実施した「第 1 回ジェネリック医薬品の使用促進に関するアンケート調査」の結果も踏まえ、22 年 6 月には「後発医薬品(いわゆる「ジェネリック医薬品」)に係る基本的な考え方について」を改めてとりまとめ、健保連・健保組合の活動方針を明示したところである。

第 2 回目となる今回のアンケート調査は、第 1 回目以降の健保組合の取り組み状況の動向等を把握し、今後の使用促進策の基本資料とすることを目的に実施した。

II. アンケート調査結果の概要

1. 23 年 4 月 1 日現在に存在した 1,447 組合(従たる事務所を除く)を対象に実施し、1,164 組合から回答(回答率:80.4%)を得た。
なお、前回の 21 年度アンケートでは、1,485 組合中(平成 21 年 4 月 1 日現在)1,142 組合から回答(回答率:76.9%)を得たが、今回の回答率は前回に比べ 3.5 ポイント上昇した。
2. アンケートの内容は、ジェネリック医薬品に対する①使用促進に向けた取り組み状況、②使用促進に取り組んでいない理由、③差額通知の実施状況、④被保険者等からの意見、⑤健保連及び国に対する要望一などである。
3. アンケートは項目ごとの回答であり、関連する項目の回答組合数は必ずしも一致していない(ex.P.4の「取り組んでいない組合(N=67)」とP.8の「取り組んでいない理由」の回答組合数(N=75))。
4. 主な結果
 - ① ジェネリック医薬品の使用促進に向け、広報活動やお願いカードの配布など何らかの取り組みを実施している健保組合は 94.2%(前回調査=80.2%)に達し、殆どの健保組合が使用促進への取り組みを実施していることがわかった。
 - ② ジェネリック医薬品の差額通知を実施(検討を含む)している健保組合は回答組合の 59.4%で、前回調査の 17.8%に比べ 3 倍以上の伸びを示した。
 - ③ 差額通知による効果額は、1 組合あたり平均で約 1,395 万円となっており、被保険者規模別では、50,000 人以上が約 5,830 万円、10,000~50,000 人未満が約 980 万円、5,000~10,000 人未満の組合が約 430 万円だった。

- ④ 一方、差額通知に係る費用は、平均で約 289 万円となっており、被保険者規模別では、50,000 人以上が約 1,640 万円、10,000～50,000 人未満が約 220 万円、5,000～10,000 人未満の組合が約 100 万円だった。
- ⑤ 差額通知を業務委託して実施している組合は 56.0%で、自己負担軽減額が一定以上の者を通知対象者としている組合が約 8 割を占めている。
- ⑥ ジェネリック医薬品の普及が進まない要因は、依然として「医療機関の対応の不足」や「ジェネリック医薬品への不安」などがあることが明らかになった。

Ⅲ. 主要項目別のアンケート調査結果

1. ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組み状況

(1) 使用促進に関する取り組みの有無

ジェネリック医薬品の使用促進に向け、何らかの取り組み（検討中含む）を行っているとは回答した組合数の割合は、前回調査に比べ14ポイント上昇し、全体の94.2%に達している。また、取り組んでいない組合は、前回調査の19.8%から5.8%へと大きく減少した。

(表 1)

(n=1,164)

(n=1,142)

		平成 23 年度		平成 21 年度	
		組合数	割合	組合数	割合
取り組んでいる（現在、検討中のものを含む）		1,097	94.2%	916	80.2%
（再掲）形態別	単一・連合	873	79.6%	719	78.5%
	総合	224	20.4%	197	21.5%
（再掲）被保険者数別	500人未満	44	4.0%	21	2.3%
	500～1,000人未満	89	8.1%	71	7.8%
	1,000～3,000人未満	307	28.0%	264	28.8%
	3,000～5,000人未満	188	17.1%	149	16.3%
	5,000～10,000人未満	206	18.8%	175	19.1%
	10,000～50,000人未満	212	19.3%	191	20.9%
	50,000～100,000人未満	32	2.9%	30	3.3%
	100,000人以上	19	1.7%	15	1.6%
取り組んでいない（取り組めない、または、当面取組む予定なしを含む）		67	5.8%	226	19.8%
（再掲）形態別	単一・連合	61	91.0%	200	88.5%
	総合	6	9.0%	26	11.5%
（再掲）被保険者数別	500人未満	3	4.5%	17	7.5%
	500～1,000人未満	10	14.9%	21	9.3%
	1,000～3,000人未満	21	31.3%	78	34.5%
	3,000～5,000人未満	11	16.4%	36	15.9%
	5,000～10,000人未満	10	14.9%	39	17.3%
	10,000～50,000人未満	10	14.9%	28	12.4%
	50,000～100,000人未満	2	3.0%	6	2.7%
	100,000人以上	0	0.0%	1	0.4%
合計		1,164	100.0%	1,142	100.0%

(2)－1 取り組み実施(検討)内容【複数回答】

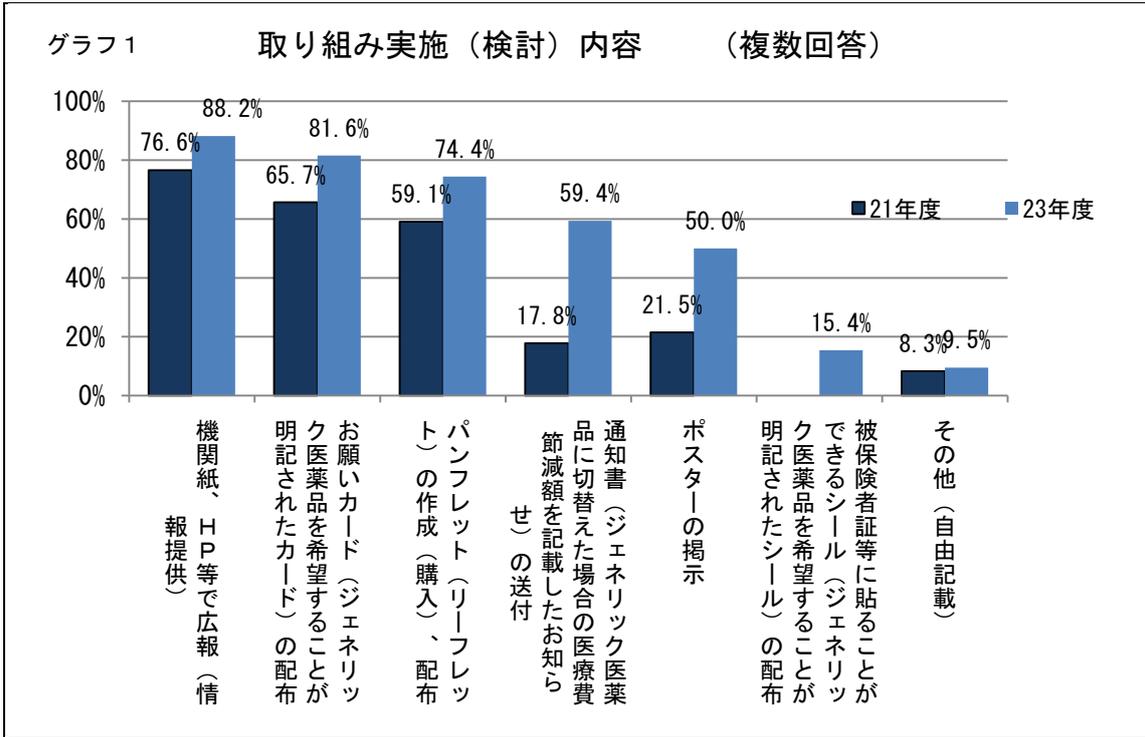
ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組み(検討)内容としては、「機関紙、HP等で広報」(968 組合、回答組合の 88.2%)が最も多く、次いで「お願いカードの配布」(895 組合、同 81.6%)、「パンフレットの作成、配布」(816 組合、同 74.4%)が続き、前回調査の結果と同様の傾向となった。また、「通知書(ジェネリック医薬品に切替えた場合の医療費節減額を記載したお知らせ)の送付」(652 組合、同 59.4%)は、前回(同 17.8%)の 3 倍以上になっており、差額通知の取り組みが急速に広がっていることが明らかになった。そのほか、「ポスターの掲示」(549 組合、同 50.0%)を実施している組合も、前回(同 21.5%)の 2 倍以上となっている。

(表 2)

(n=1,097)

(n=916)

	平成 23 年度		平成 21 年度	
	組合数	割合	組合数	割合
機関紙、HP等で広報(情報提供)	968	88.2%	702	76.6%
お願いカード(ジェネリック医薬品を希望することが明記されたカード)の配布	895	81.6%	602	65.7%
パンフレット(リーフレット)の作成(購入)、配布	816	74.4%	541	59.1%
通知書(ジェネリック医薬品に切替えた場合の医療費節減額を記載したお知らせ)の送付	652	59.4%	163	17.8%
ポスターの掲示	549	50.0%	197	21.5%
被保険者証等に貼ることができるシール(ジェネリック医薬品を希望することが明記されたシール)の配布	169	15.4%		
その他(自由記載)	104	9.5%	76	8.3%



※その他【自由記載】

- 医療費通知に「ジェネリック医薬品使用時の削減額」を追加。（15組合）
- 「ジェネリック医薬品でございます」と印字したカード被保険者証のケースを加入員に配布。（9組合）
- 直営・事業主病院におけるジェネリック医薬品の積極的処方。（6組合）
- 広報誌に「ジェネリック医薬品お願いカード」を添付。（6組合）
- HPからジェネリック医薬品普及広報誌やお願いカードのダウンロード機能の追加。（5組合）
- カード保険証裏面に「当健保ではジェネリック医薬品の使用をお勧めしています」と記載。（3組合）
- 事業所担当者向けにジェネリック医薬品利用促進説明会を開催。
- HPにジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額算出ツールを掲載。
- 適用事業所周辺の調剤薬局を組合推奨薬局とし、定期的な利用状況の調査を実施。

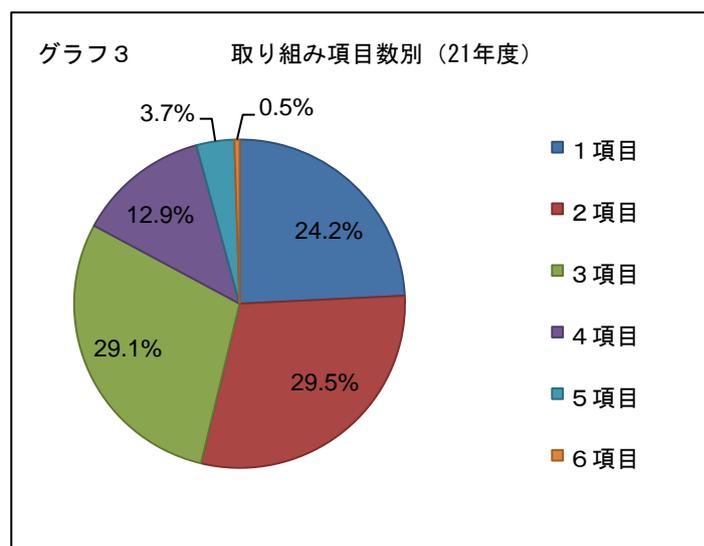
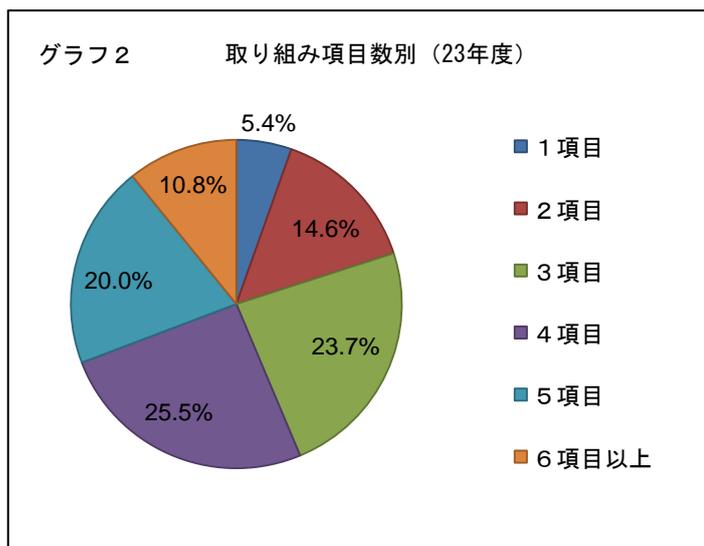
※上記の組合数は、同じ趣旨の回答があった組合の合計数である（以下同じ）。

(2)－2 取り組み(検討)項目数

前記(P. 5、表 2)のジェネリック医薬品使用促進に向けた取り組み(検討)内容について、取り組みの項目数をみると、4 項目に取り組んでいる組合(280 組合、回答組合の 25.5%)が最も多く、次いで 3 項目(260 組合、同 23.7%)、5 項目(219 組合、同 20.0%)の順となっており、複数の事業を組み合わせ実施している組合が多いことがわかった。さらに、6 項目以上に取り組んでいる組合(119 組合、同 10.8%)もあった。また、取り組み内容として「被保険者証等に貼ることができるシールの配布」を追加した関係もあって、前回調査に比べ 5 項目(219 組合、前回調査比 16.3 ポイント増)及び 4 項目(280 組合、同 12.6 ポイント増)の組合が大幅に増加した。

(表 3) (項目数=7 項目) (項目数=6 項目)

	平成 23 年度		平成 21 年度	
	組合数	割合	組合数	割合
1 項目	59	5.4%	222	24.2%
2 項目	160	14.6%	270	29.5%
3 項目	260	23.7%	267	29.1%
4 項目	280	25.5%	118	12.9%
5 項目	219	20.0%	34	3.7%
6 項目 (以上)	119	10.8%	5	0.5%
合計	1097	100.0%	916	100.0%



2. ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいない理由

(1) 取り組んでいない(取り組めない)理由【複数回答】

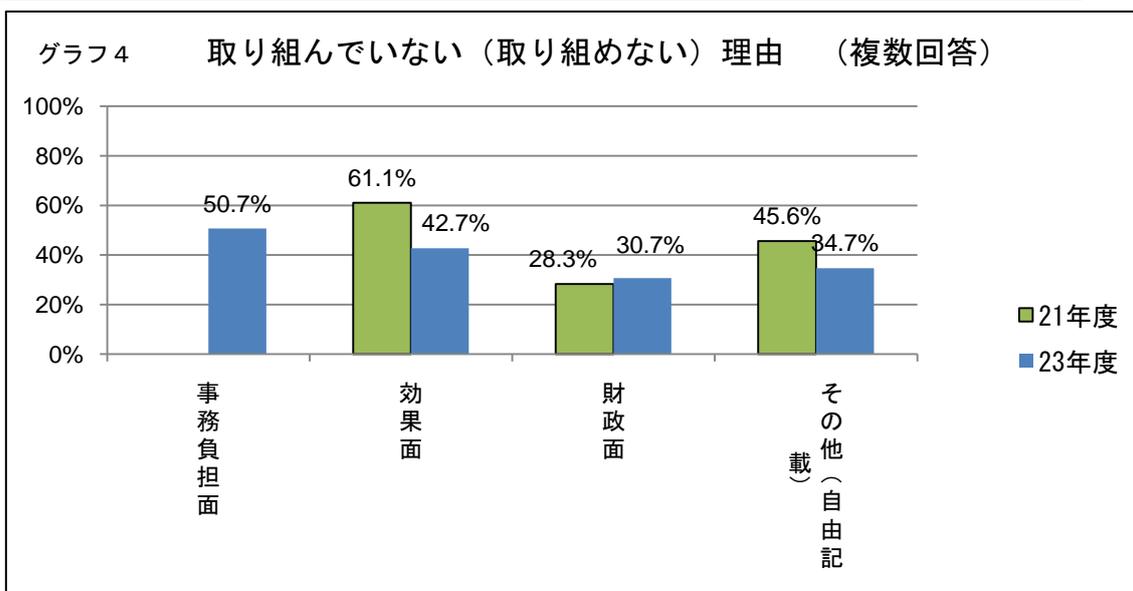
ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいない理由をみると、事務負担面(38組合、回答組合の50.7%)や効果面(32組合、同42.7%)を理由に挙げている組合が多かった。ただ、効果面から取り組んでいない組合の割合は、前回調査の61.1%から42.7%へと顕著に減少している。

(表4)

(n=75)

(n=226)

	平成 23 年度		平成 21 年度	
	組合数	割合	組合数	割合
事務負担面	38	50.7%		
効果面	32	42.7%	138	61.1%
財政面	23	30.7%	64	28.3%
その他(自由記載)	26	34.7%	103	45.6%



※その他の理由【自由記載】

- 母体事業所が新薬開発企業や医療機関であるため、ジェネリック医薬品だけを推奨できない。(18組合)
- ジェネリック医薬品に対する安全性が不十分な状態で、勧奨することは控えている。(3組合)

3. ジェネリック医薬品の差額通知の実施状況

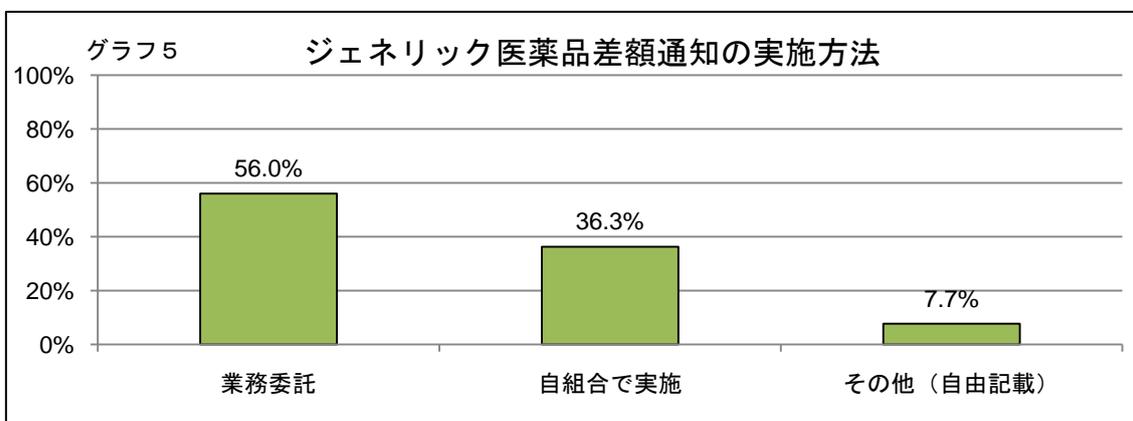
(1) 差額通知の実施(検討中も含む)状況及び方法

ジェネリック医薬品の差額通知の実施(検討中も含む)方法は、業務委託(269 組合、回答組合の 56.0%)が最も多く、次いで自組合で実施(174 組合、同 36.3%)となっている。

(表 5)

(n=480)

	組合数	割合
業務委託	269	56.0%
自組合で実施	174	36.3%
その他(自由記載)	37	7.7%



(2) 通知対象者の選定基準【複数回答】

通知対象者の選定は、「ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額が一定以上の者」(378 組合、回答組合の 80.4%)を基準にしている組合が最も多く、次いで「生活習慣病等、対象傷病名を決めて選定した者」(220 組合、同 46.8%)、「一定年齢以上の者」(129 組合、同 27.4%)などが続いた。

(表 6)

(n=470)

	組合数	割合
ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額が一定以上の者	378	80.4%
生活習慣病等、対象傷病名を決めて選定した者	220	46.8%
一定年齢以上の者	129	27.4%
先発医薬品の長期服用者	78	16.6%
全ての調剤レセプト	68	14.5%
被保険者のみ(もしくは被扶養者のみ)	17	3.6%
その他(自由記載)	72	15.3%

(3) 1年間の通知回数

1年間の通知回数については、「年に1回」(179組合、回答組合の44.0%)の組合が最も多く、次いで「年に2回」(100組合、同24.6%)、「年に3~5回」(65組合、同16.0%)と続いた。また、「年に12回以上」実施している組合(49組合、同12.0%)もあった。

(表7)

(n=407)

	組合数	割合
年に1回	179	44.0%
年に2回	100	24.6%
年に3~5回	65	16.0%
年に6回以上	14	3.4%
年に12回以上	49	12.0%

(4) 1年間の通知件数

通知件数は、「年に1,000件未満」(189組合、回答組合の51.1%)が最も多く、次いで、「年に1,000~5,000件未満」(128組合、同34.6%)となっており、「年に10,000件以上」の組合(29組合、同7.8%)もあった(表8)。

また、被保険者数規模別の平均通知件数は、「3,000人未満」の組合は492件、「3,000~5,000人未満」は709件などとなっており、50,000人以上の組合は約22,000件となっている(表9)。

(表8)

(n=370)

通知件数/年	組合数	割合
1,000件未満	189	51.1%
1,000~5,000件未満	128	34.6%
5,000~10,000件未満	24	6.5%
10,000件以上	29	7.8%

(表9)

(n=370)

被保険者数	平均件数	組合数	割合
3,000人未満	492	81	21.9%
3,000~5,000人未満	709	58	15.7%
5,000~10,000人未満	1,655	84	22.7%
10,000~50,000人未満	3,885	108	29.2%
50,000人以上	22,011	39	10.5%

(5) 通知に係る費用

通知に係る費用は、「100万円未満」(206組合、回答組合の63.4%)と回答した組合が最も多く、次いで「100万円～500万円未満」(89組合、同27.4%)、「500万円～1,000万円未満」(18組合、同5.5%)が続いた(表10)。

被保険者数規模別の平均費用は、「3,000人未満」の組合では約35万円、「3,000～5,000人未満」は約63万円などで、「50,000人以上」の組合の平均費用は約1,640万円だった(表11)。また、回答した組合の平均費用は約289万円となっている。なお、表12は、組合の規模別にみた費用の分布状況を示したものである。

(表10)

(n=325)

通知費用	組合数	割合
100万円未満	206	63.4%
100～500万円未満	89	27.4%
500～1,000万円未満	18	5.5%
1,000万円以上	12	3.7%

(表11)

(n=325)

被保険者数	平均費用(円)	組合数	割合
3,000人未満	349,581	65	20.0%
3,000～5,000人未満	628,336	49	15.1%
5,000～10,000人未満	1,046,497	74	22.8%
10,000～50,000人未満	2,153,272	101	31.1%
50,000人以上	16,411,826	36	11.1%

(表12)

	10万円未満	10万～50万円未満	50万～100万円未満	100万～200万円未満	200万円以上	計(組合)
3,000人未満	16	35	11	2	1	65
3,000～5,000人未満	6	27	11	4	1	49
5,000～10,000人未満	8	23	27	6	10	74
10,000～50,000人未満	4	16	19	32	30	101
50,000人以上	1	0	2	8	25	36
計(組合)	35	101	70	52	67	325

(6) 通知の効果額

通知の効果額については、「500万円未満」（129組合、回答組合の61.7%）が最も多く、次いで「1,000～5,000万円未満」（41組合、同19.6%）、「500万円～1,000万円未満」（26組合、同12.4%）が続いた（表13）。

また、被保険者数規模別の平均効果額は、「3,000人未満」の組合では約126万円、「3,000～5,000人未満」は約383万円などで、「50,000人以上」の組合では約5,831万円と大きな効果が表れていることがわかった（表14）。また、回答組合の平均効果額は約1,395万円だった。なお、表15は組合の規模別にみた効果額の分布状況を示したものである。

（表13）

（n=209）

通知の効果額	組合数	割合
500万円未満	129	61.7%
500万～1,000万円未満	26	12.4%
1,000万～5,000万円未満	41	19.6%
5,000万円以上	13	6.2%

（表14）

（n=209）

被保険者数	平均効果額(円)	組合数	割合
3,000人未満	1,257,209	35	16.7%
3,000～5,000人未満	3,834,300	24	11.5%
5,000～10,000人未満	4,299,207	43	20.6%
10,000～50,000人未満	9,761,475	75	35.9%
50,000人以上	58,312,175	32	15.3%

（表15）

	100万円未満	100万円～500万円未満	500万～1,000万円未満	1,000万～5,000万円未満	5,000万円以上	計(組合)
3,000人未満	22	11	1	1	0	35
3,000～5,000人未満	8	12	2	2	0	24
5,000～10,000人未満	18	17	2	5	1	43
10,000～50,000人未満	5	28	18	22	2	75
50,000人以上	2	5	3	12	10	32
計(組合)	55	73	26	42	13	209

通知を実施するうえでの問題点【自由記載】

- ジェネリック医薬品に切替えるつもりがないので、通知書の送付は不要との回答。
(14 組合)
- 医師にジェネリック医薬品への切替えをお願いしたところ断られた。(11 組合)
- ジェネリック医薬品に切替えることへの心理的抵抗感がある。(10 組合)
- 差額通知発送対象者の選別(傷病名によっては送付しない)。(8 組合)
- ジェネリック医薬品の一覧表が欲しいという要望。
- 個人情報の使用を挙げて、プライバシーの侵害を訴える苦情。
- ジェネリック医薬品に切替えたところ、加算の影響で逆に自己負担額が増加した。
- 同一人物に連月送付しないよう、チェックすることが負担になっている。
- 差額通知システムを使用しているが、負担額なしの者は抽出されない。(乳幼児、学童、市町村助成対象など)

(7) 差額通知実施の意向

現段階でジェネリック医薬品差額通知を実施していない組合に実施の意向について回答を求めたところ、回答があった 69 組合のうち、「実施したい」と回答した組合が 28 組合(40.6%)あった一方、「実施したいと思わない」組合はそれよりも多い 41 組合(59.4%)あった。

(表 16)

(n=69)

	組合数	割合
実施したい	28	40.6%
実施したいと思わない	41	59.4%

※実施したいと思わない主な理由

- 事業主の業態から理解が得にくいため。(12 組合)
- 事務経費に見合った効果が見込めないため。(12 組合)
- ジェネリック医薬品の効果や安全性が十分に証明されていないため。(4 組合)

4. ジェネリック医薬品に関する被保険者等からの意見等

(1) ジェネリック医薬品に関する被保険者等からの質問、意見等について

ジェネリック医薬品に関する被保険者等からの質問、意見・苦情については「ない」と回答した組合が 970 組合(回答組合の 83.5%)となっており、「ある」と回答した組合(191 組合、同 16.5%)を大幅に上回った。

(表 17)

(n=1,161)

	組合数	割合
ない	970	83.5%
ある	191	16.5%

(2) ジェネリック医薬品に関する被保険者等からの質問、意見・苦情の内容について

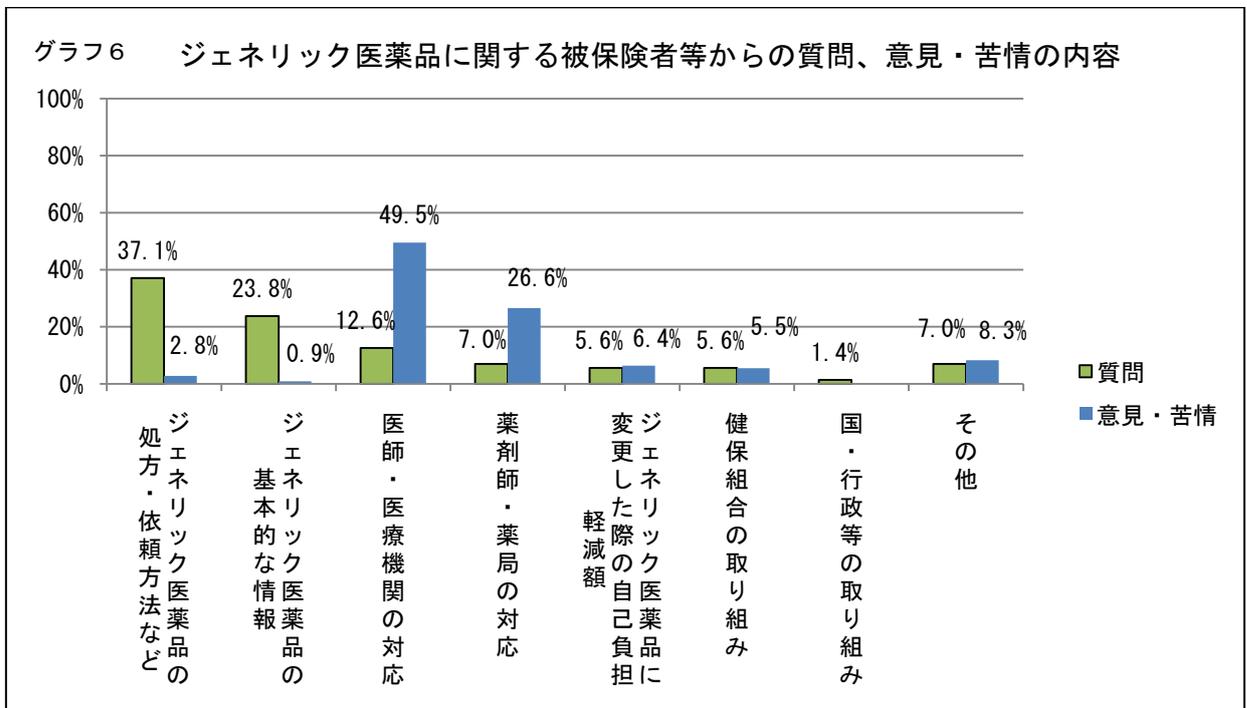
ジェネリック医薬品に関する被保険者等からの質問については、「ジェネリック医薬品の処方・依頼方法など」と回答した組合（53 組合、回答組合の 37.1%）が最も多く、次いで、「ジェネリック医薬品の基本的な情報」（34 組合、同 23.8%）が続いた。また、意見・苦情の内容については、「医師・医療機関の対応」（54 組合、同 49.5%）が最も多く、次いで「薬剤師・薬局の対応」（29 組合、同 26.6%）となっている。

(表 18)

(n=143)

(n=109)

	質問		意見・苦情	
	組合数	割合	組合数	割合
ジェネリック医薬品の処方・依頼方法など	53	37.1%	3	2.8%
ジェネリック医薬品の基本的な情報	34	23.8%	1	0.9%
医師・医療機関の対応	18	12.6%	54	49.5%
薬剤師・薬局の対応	10	7.0%	29	26.6%
ジェネリック医薬品に変更した際の自己負担軽減額	8	5.6%	7	6.4%
健保組合の取り組み	8	5.6%	6	5.5%
国・行政等の取り組み	2	1.4%	0	0.0%
その他	10	7.0%	9	8.3%



(3)被保険者等からの質問、意見・苦情の具体的な内容について【自由記載】

- 保険医療機関で断られた。(51 組合)
- 保険薬局に在庫がないと言われた。(28 組合)
- どのようにすればジェネリック医薬品に変更できるのか。(20 組合)
- ジェネリック医薬品に変更したところ、自己負担額が増えた。(14 組合)
- お願いカードを配布してほしい。(10 組合)
- ジェネリック医薬品に切替えるつもりがない。(8 組合)
- ジェネリック医薬品に変更しなくてはいけないのかという確認。(6 組合)
- ジェネリック医薬品の安全性に問題はないか。(5 組合)
- 自分が服用している先発品に対応するジェネリック医薬品があるのか。

(4) ジェネリック医薬品の普及が進まない要因について【複数回答】

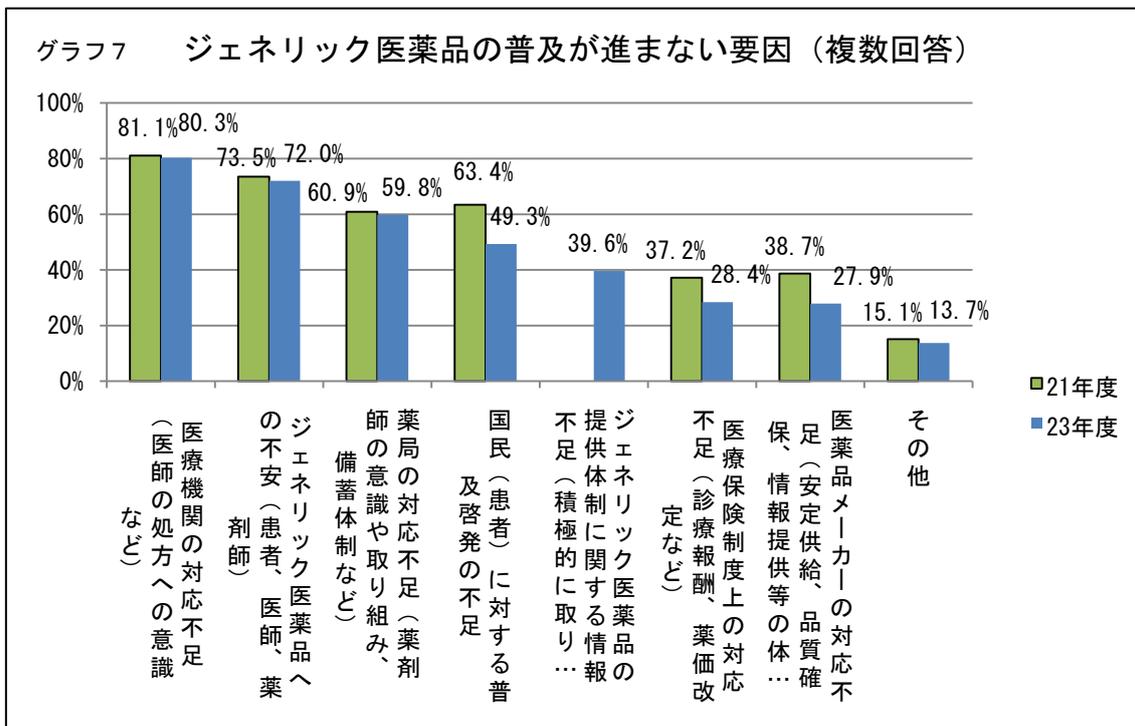
ジェネリック医薬品の普及が進まない要因については、「医療機関の対応不足」と回答した組合(933組合、回答組合の80.3%)が最も多く、次いで「ジェネリック医薬品への不安(患者、医師、薬剤師)」(837組合、同72.0%)、「薬局の対応不足(薬剤師の意識や取り組み、備蓄体制など)」(695組合、同59.8%)が続き、組合数、回答割合とも前回調査とほぼ同様の傾向だった。また、「国民(患者)に対する普及啓発の不足」と回答した割合は、前回調査の63.4%から49.3%に減少した。

(表 19)

(n=1,162)

(n=1,142)

	平成 23 年度		平成 21 年度	
	組合数	割合	組合数	割合
医療機関の対応不足（医師の処方への意識など）	933	80.3%	926	81.1%
ジェネリック医薬品への不安（患者、医師、薬剤師）	837	72.0%	839	73.5%
薬局の対応不足（薬剤師の意識や取り組み、備蓄体制など）	695	59.8%	695	60.9%
国民（患者）に対する普及啓発の不足	573	49.3%	724	63.4%
ジェネリック医薬品の提供体制に関する情報不足（積極的に取り組んでいる医療機関、薬局の情報など）	460	39.6%		
医療保険制度上の対応不足（診療報酬・薬価改定など）	330	28.4%	425	37.2%
医薬品メーカーの対応不足（安定供給、品質確保、情報提供等の体制など）	324	27.9%	442	38.7%
その他	159	13.7%	172	15.1%



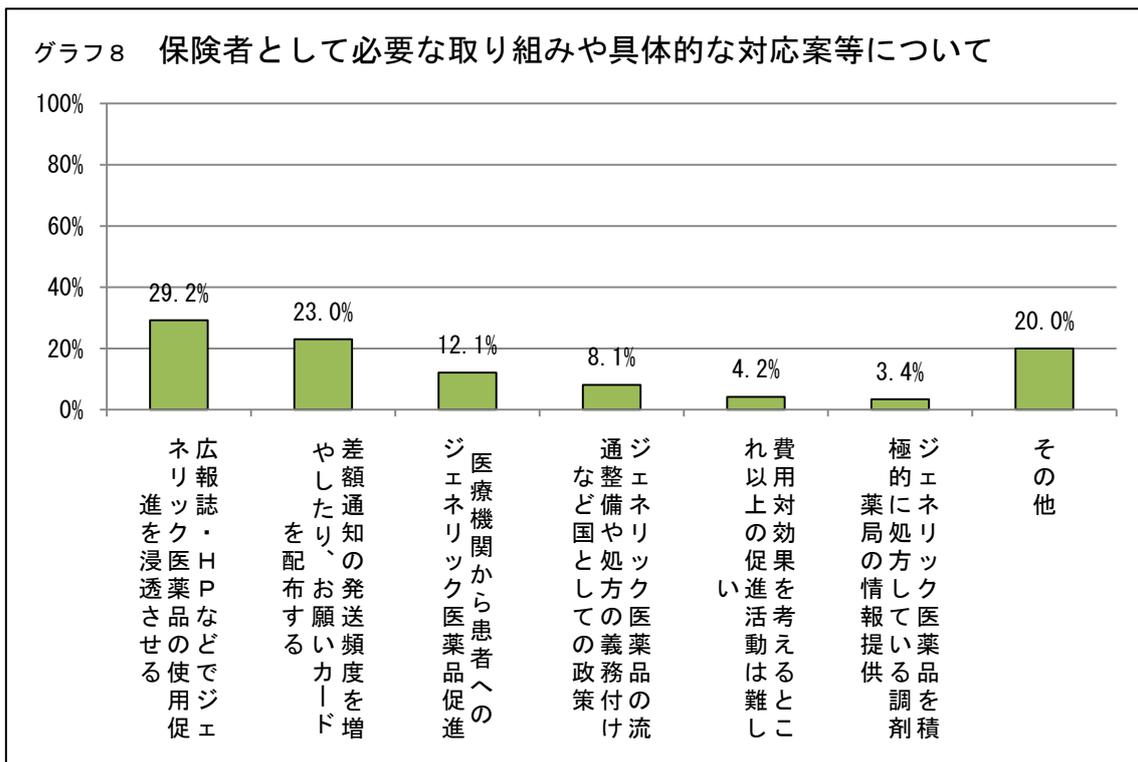
※その他【自由記載】

- ジェネリック医薬品に否定的な医師もいる。保険医療機関・調剤薬局側から薦めてほしい。(55 組合)
- 国のジェネリック医薬品の普及に対する取り組みが不十分である。(39 組合)
- 患者側のジェネリック医薬品に対する理解が進めば、処方希望する人が増加する。(13 組合)
- 保険者から加入者への広報の徹底が必要。(5 組合)
- 医薬分業を推進すればジェネリック医薬品の普及につながる。(4 組合)
- 医療機関や調剤薬局におけるジェネリック医薬品備蓄の充実。(3 組合)
- 副作用や添加物についての不安を取り除くよう、品質のさらなる向上が必要。
- 公費や自治体助成により自己負担が発生しない患者へのジェネリック医薬品の周知が必要。

(5) ジェネリック医薬品の使用を促進するために、保険者として必要な取り組みや具体的な対応案、意見等について【自由記載】

ジェネリック医薬品の使用促進のための取り組みや意見等については、504 組合から回答があった。主な内容は以下のとおり。

- 「広報誌・HPなどでジェネリック医薬品の使用促進を浸透させる」(148 組合)
- 「差額通知の發送頻度を増やすことに加え、お願いカードを配布」(117 組合)
- 「医療機関から患者へのジェネリック医薬品促進」(62 組合)
- 「ジェネリック医薬品の流通整備や処方義務付けなど国としての政策」(42 組合)
- 「費用対効果を考えるとこれ以上の促進活動は難しい」(22 組合)
- 「ジェネリック医薬品を積極的に処方している調剤薬局の情報提供」(18 組合)
- 「ジェネリック医薬品の切替えキャンペーンの実施」
- 「差額通知を發送した患者のジェネリック医薬品への切替え追跡調査」
- 「差額通知の内容の問い合わせに対し、回答できる人材・環境の整備」



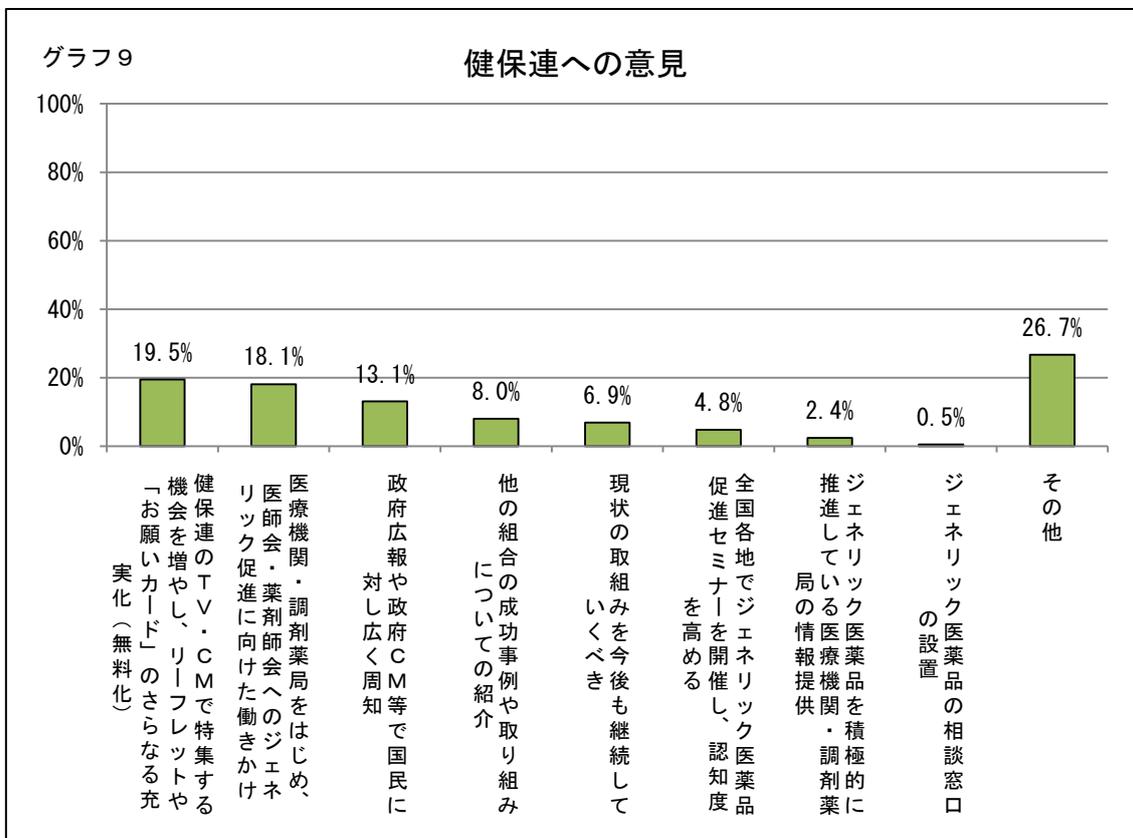
5. 健保連及び国に対する要望・意見

(1) ジェネリック医薬品を使用促進するための健保連への要望・意見について

【自由記載】

健保連への要望・意見については 375 組合から回答があった。主な内容は以下のとおり。

- 「健保連のTV・CMで特集する機会を増やし、リーフレットや「お願いカード」のさらなる充実（無料化）」（74 組合）
- 「医療機関・調剤薬局をはじめ、医師会・薬剤師会へのジェネリック医薬品促進に向けた働きかけ」（69 組合）
- 「政府広報や政府CM等で国民に対し広く周知」（50 組合）
- 「他の組合の成功事例や取り組みについての紹介」（31 組合）
- 「現状の取組みを今後も継続していくべき」（27 組合）
- 「全国各地でジェネリック医薬品促進セミナーを開催し、認知度を高める」（19 組合）
- 「ジェネリック医薬品を積極的に推進している医療機関・調剤薬局の情報提供」（10 組合）
- 「ジェネリック医薬品の相談窓口の設置」（3 組合）
- 「差額通知書発送に対する補助金の支給」



(2) ジェネリック医薬品を使用促進するための国への要望・意見について【自由記載】

国等への要望・意見については、567 組合から回答があった。主な内容は以下のとおり。

- 「医師会などの団体や医療機関に対しジェネリック医薬品使用促進指導の徹底」 (208 組合)
- 「テレビ・ラジオ・新聞・インターネットなどを利用し国民への周知を図る」 (71 組合)
- 「法律により強制的にジェネリック促進を促す (処方割合の整備、患者への処方意思の確認、備蓄割合など)」 (66 組合)
- 「安全基準や添加物の含有、副作用についての公表を徹底して透明化を図る。事故発生時の補償制度の整備」 (43 組合)
- 「ジェネリック医薬品処方に積極的に取り組む医療機関・調剤薬局にインセンティブを付与する仕組みの形成」 (35 組合)
- 「特許の切れた先発医薬品の価格引き下げや診療報酬・薬価の見直し」 (15 組合)
- 「ジェネリック医薬品処方に非協力的な医療機関・調剤薬局にペナルティーを科す仕組みの創設」 (12 組合)
- 「医薬分業の促進」
- 「ジェネリック医薬品を積極的に処方している医療機関・調剤薬局の検索システム提供」
- 「特定健診と同様に、一定基準を満たす保険者に対し補助金や納付金減額などの制度の創設」

